

株式交換・株式移転

1 意義

(1) 意義

株式交換・株式移転とは、株式会社がその発行する株式の全部を他の会社または新設する会社を取得させることをいい、既存の他の会社を取得させる場合が株式交換（2①）で、新たに新設する会社を取得させるのが株式移転（2②）である。

株式交換・株式移転が行われると、一当事会社または新設会社が他の当事会社の株式全部を取得することになるので、持株比率 100%の親子会社関係が生じる。この場合の親会社を完全親会社、子会社を完全親会社という。

株式交換は、事柄の性質上、2当事会社以上の契約で行うが、株式移転は新設分割と同様に1つの会社で行うこともあるが、2当事会社以上で行うことも可能で、この場合は共同株式移転という。

完全親子会社関係にあると、法人格こそ別とは言え、実質的には完全子会社は完全親会社の一事業部門のような機能を営むことになる。そのため、機能的には、株式交換の場合は吸収合併に比して、共同株式移転は新設合併に比して理解できる。ただし、合併は権利義務一切が存続会社・新設会社に承継されて、いわば法人格が同一化するのに対し、株式交換・共同株式移転は完全親子会社関係が生じるだけで、それ以上に権利義務関係が引き継がれることはなく、当事会社はそれぞれ別法人格のまま存続するという点¹で法的に大きく異なる。

(2) 制限

株式交換・共同株式移転によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、及び株式交換・共同株式移転が不公正な取引方法によるものである場合は、することができない（独占禁止法 10 I²、15 の 3 I）。

2 株式交換契約・株式移転計画

(1) 基本

株式交換を行うには、当事会社で株式交換契約を締結し（767）、株式移転をするには株式移転計画を作成する（772）。2以上の会社で株式移転を行う場合は、当事会社が共同で株式移転計画を作成することになる（772 II）。

(2) 株式交換契約

株式交換契約書の記載事項は次の事項である（768 I）。

- i 完全子会社、完全親会社の商号、住所

¹ ごく例外的に完全子会社において新株予約権付社債が発行されていた場合、これが完全子会社に引き継がれる場合がある。

² 同条でいう株式の取得には、株式交換による株式の取得も含まれる。

- ii 完全親会社から完全子会社の株主に交付する対価の内容
 - 対価の内容は、さらに次のように場合分けされて記載が求められる。
 - イ 対価が完全親会社の株式の場合は、当該株式の種類、種類ごとの数またはその数の算定方法、存続会社の資本金、準備金に関する事項
 - ロ 対価が完全親会社の社債の場合は、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 対価が完全親会社の新株予約権の場合は、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ニ 対価が完全親会社の新株予約権付社債の場合は、当該新株予約権付社債についての上記ロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての上記ハに規定する事項
 - ホ 対価が上記イないしニ以外の財産の場合は、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- iii 上記 ii の対価の割当てに関する事項
- iv 完全子会社が新株予約権を発行している場合で、当該新株予約権者に完全親会社の新株予約権を交付する場合は、完全親会社の新株予約権や金銭の内容
 - この内容は、さらに次のように場合分けされて記載が求められる。
 - イ 完全親会社の新株予約権が交付される完全子会社の新株予約権者の有する新株予約権の内容
 - ロ 上記イの完全子会社の新株予約権者に交付する完全親会社の新株予約権の内容、数またはその算定方法
 - ハ 上記イの完全子会社の新株予約権が、新株予約権付社債であるときは、社債部分に係る債務を承継する旨、その承継に係る社債部分の種類、種類ごとの欠く社債の金額の合計額またはその算定方法
- v 上記 iv の場合の割当てに関する事項
- vi 株式交換の効力発生日

(3) 株式移転計画

株式移転計画の記載内容は次の事項である（773 I）。

- i 新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行株式総数その他定款記載事項³
- ii 新設会社の設立時取締役その他設立時役員等の氏名、名称
- iii 完全子会社株主に対して交付する新設会社株式の種類、種類ごとの数またはその算定方法、新設会社の資本金、準備金に関する事項
- iv 上記 iii の割当てに関する事項
- v 対価として株式以外の次のものを交付する場合は、次に記載する事項
 - イ 新設会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金

³ なお、設立会社の定款は、完全子会社となる会社が作成する（814 II）。

額の合計額又はその算定方法

- ロ 新設会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ハ 新設会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についての上記イに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての上記ロに規定する事項
- vi 上記vの割当てに関する事項
- vii 完全子会社が新株予約権を発行している場合で、当該新株予約権者に新設会社の新株予約権を交付する場合は、株式交換契約におけるivと同一の事項及びその割当てに関する事項

ただし、株式交換においても株式移転においても、完全子会社が種類株式発行会社である場合は、対価の割当てについて種類ごとに異なる扱いをする旨及び当該異なる扱いの内容を定めることができ（768Ⅱ②、773Ⅱ②、Ⅳ）、場合によってはある異種類の株主に対しては割当てをしない旨を定めることもできる（768Ⅱ①、773Ⅱ①、Ⅳ）。また、対価の割当てに関しては、完全子会社の株主の有する株式の数に応じて交付する内容となっていなければならない（768Ⅲ、773Ⅲ、Ⅳ）。

合併と同様、対価は必ずしも完全親会社・新設会社の株式である必要はない。したがって、キャッシュ・アウト・マージャーや、いわゆる三角交換も可能である。

また、対価に関しては、その比率（いわゆる交換・移転比率）が株主にとっての重大な関心事であること、そのため事前に監査法人等が行うデューデリジェンス等を踏まえた上で、適切な対価で契約することが必要となってくることも、合併と同様である。

3 事前開示

株式交換契約をし、または株式移転計画を作成すると、各当事会社は、株式交換契約書または株式移転計画書その他会社法施行規則⁴で定める事項を記載した書面・電磁的記録を、備置開始日⁵から株式交換・株式移転の効力発生後6か月経過するまで本店に備え置かなければならない（完全子会社につき、782Ⅰ、Ⅱ、完全親会社につき794Ⅰ、Ⅱ、株式移転の場合につき803Ⅰ、Ⅱ）。

これら事前開示書類については、株主及び債権者は当事会社の定める費用を支払うことにより閲覧・謄抄本の交付の請求をすることができる（782Ⅲ、794Ⅲ、803Ⅲ）。

⁴ 株式交換完全子会社の事前開示書類は会社法施行規則184条に、株式交換完全親会社の事前開示書類は同193条に、株式移転の場合は206条に、それぞれ詳細に規定されているが、内容はほぼ共通しており、重要なのは、対価の相当性に関する事項、対価について参考となるべき事項、相手方当事会社の計算書類に関する事項、効力発生後の債務の履行の見込みに関する事項、などである。

⁵ 株式交換・株式移転承認の株主総会の日から2週間前、株主や新株予約権者の買取請求に関する通知に変わる抗告をする日、債権者異議手続のための公告・催告の日のいずれか早い日である（782Ⅱ①乃至④、794Ⅱ①及び③、803Ⅱ①乃至④）が、いずれにも該当しない場合は、株式交換契約・株式移転計画の日から2週間経過時である（782Ⅱ⑤、803Ⅱ⑤）。

4 株主総会特別決議

(1) 原則

株式交換・株式移転は、その効力発生の前日までに、株主総会特別決議で合併の承認を得なければならない(783 I、795 I、804 I、309 II^⑫)。

株式交換において、完全親会社にいわゆる交換差損⁶が生じる場合、完全親会社における株主総会で、取締役はその旨を説明しなければならない(795 II^⑬)⁷。

(2) 簡易交換

株式交換において、交換対価が完全親会社の純資産額⁸の5分の1を超えない場合は、存続会社において株主総会決議は必要がない(796 III本文)。いわゆる簡易交換である。この場合は、完全親会社において株式交換の影響が小さいという趣旨で株主総会決議を不要とした。

ただし、交換差損が生じる場合は影響が小さいとは言えないので、原則に戻って株主総会特別決議が必要となる(796 III但書)。

また、反対株主の買取請求に係る会社の公告(797 III、IV、社債株式振替 161 I)の日から2週間以内に簡易交換に反対の通知をした議決権ある株主の株式数が、特別決議を行う際の株主総会の定足数の3分の1を超える場合⁹は、やはり株主総会特別決議が必要となる(796 IV、規則 197^①乃至^③)。

(3) 略式交換

株式交換の当事会社において、一当事会社が他の当事会社の総議決権の10分の9以上の株式を有している特別支配会社の場合、被支配会社において株主総会特別決議を必要としない(784 I、796 I)。吸収合併の場合と同じである。

ただし、当事会社の株主は、次の場合であって株主に不利益が生じる恐れがある場合は略式交換差止請求権を有する(784 II、796 II)。

- i 吸収合併が法令または定款に違反する場合
- ii 合併比率が当事会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当な場合

略式交換差止請求権の趣旨は吸収合併の場合と同様である。

略式交換差止請求権の行使は、任意行うことも可能ではあるが、実効性がなければ仮処分等により行うことになろう。略式交換が差し止められた場合は、別途株主総会特別決議により株式交換を継続することもできないと解すべきであろうことも吸収合併の場合と同様である。

⁶ 交換対価が完全子会社の株式の額を超える場合である。ここで完全子会社の株式の額の計算は、施行規則 195 条 5 項で定めているが、要は、完全子会社株式の帳簿価格となる金額にのれんを加えた額から、特別勘定としての負債(会社計算規則 12)を差し引いた額である。

⁷ 条文上、この説明義務は株式交換の完全親会社においてのみ問題とされている。

⁸ 純資産額の計算方法は施行規則 196 条で定めている。

⁹ この反対株式の数は正確には規則 197 で定めており、内容は合併の場合と同じである。

5 債権者異議手続

(1) 意義

株式交換・株式移転においては、他の組織再編の場合と異なり、基本的には当事会社の会社財産に大きな変動はなく、株式交換・株式移転の結果として債権者を害する事態となる場面は少ない。そのため、債権者異議手続を実施しなければならない場合は、非常に限られている。

(2) 異議を述べることができる債権者

株式交換・株式移転における完全子会社側で異議を述べることができる債権者は、新株予約権付社債権者の社債部分が完全親会社・新設会社に承継される場合の、当該新株予約権付社債権者だけが異議を述べるができる(789 I ③、810 I ③)。他の債権者は異議を述べるができない。なぜなら、株式交換・株式移転により完全子会社の財産に変動は起きないからである。

完全親会社側で異議を述べるができる場合は、交換対価が完全親会社の株式¹⁰以外の場合である(799 I ③)。交換対価が株式だけであれば、完全親会社の会社財産が流出することはないから、債権者異議手続を必要としないのである。しかし、交換対価が株式以外であれば、会社財産に変動が起こるので、全債権者との関係で債権者異議手続が必要となる。

(3) 手続

債権者異議手続が必要な場合は、異議を述べるができる債権者との関係だけで債権者異議手続を行う。手続の内容は、以下のとおり、公告・催告事項が異なるだけで、基本的に資本減少の際の意義手続とほぼ同じである。

まず、株式交換・株式移転をしようとする会社は、次に掲げる事項を公告し、かつ、知れたる債権者に対し各別に催告をしなければならない(789 II 本文、799 II 本文、810 II 本文)。

- i 株式交換・株式移転をする旨
- ii 相手方当事会社の商号、住所
- iii 各当事会社の計算書類に関する事項¹¹
- iv 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨

このうち、上記ivの一定の期間は、1か月以上の期間を定めなければならない(789 II 本文、799 II 本文、810 II 本文)。また、公告方法について日刊新聞紙公告又は電子公告を採用している会社の場合、これらによる公告及び官報公告を合わせて行うことにより、各別の催告を省略することができる(789 III、799 III、810 III)。債権者は、上記ivの期間内に異議

¹⁰ 株式を交付すると同時に他の財産を交付する場合において、他の財産が交付財産の5%よりも少ない場合も含まれる(施行規則198)。債権者異議手続を踏まなくても交換対価の微調整(いわゆる、交換交付金である)ができるようにする趣旨である。

¹¹ その内容は規則188条で定められているが、基本的に計算書類が公告されている場所を指摘することになる。上場会社の場合は有価証券報告書を提出している旨の記載でよい(規則188 III)。

を述べることができ（789 I、799 I、810 I）、その場合は、株式交換・株式移転をしても当該債権者を害するおそれがないと認められる場合でない限り、弁済、あるいは相当な担保の提供もしくは弁済目的で相当な財産を信託会社に信託しなければ、株式交換・株式移転ができない¹²（789V、799V、810V）。債権者が異議を申し出なければ、株式交換・株式移転を承認したものと見なされる（789IV、799IV、810IV）。

6 公正取引委員会への届出

一定規模以上の会社どおしが株式交換または共同株式移転をする場合、その効力発生日より30日以上前までに公正取引委員会に届け出る必要がある。その概略は既に述べたが、繰り返すと次のとおりである。

いずれか一当事会社に係る国内売上高合計額¹³が200億円を超え、かつ、他の一当事会社に係る国内売上高合計額が50億円を超えるときは、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない（独占禁止法10Ⅱ本文、同法15の3Ⅱ本文）。ただし、企業結合集団内での組織再編等であれば届出は必要ない（同但書）。

そして、この届出受理の日から30日間は、株式交換・共同株式移転ができない（独占禁止法10Ⅷ本文、同法15Ⅲ）。そのため、遡って、株式交換・共同株式移転の効力発生日より30日以上前にはこの届出が必要となる。ただし、公正取引委員会がその必要があると判断した場合は、これを短縮できる（独占禁止法10Ⅷ但書、同法15Ⅲ）。

7 効力の発生

（1）株式交換

株式交換の場合、株式交換契約で定めた効力発生日にその効力が生じる（769 I）。株式交換の登記の日ではない点に注意を要する。したがって、効力発生日に完全親会社が完全子会社の全株式を取得する（769 I）。完全子会社の株主や新株予約権者は、効力発生日に合併契約書の定めに従って権利が変更され（769Ⅲ、Ⅳ）、新株予約権付社債の社債に係る債務が承継される（769V）。

もともと、債権者異議手続が終了していないと、たとえ効力発生日を経過しても株式交換の効力は生じない（769VI）。そこで、効力発生日は、当事会社の合意により変更することができる（790 I）。変更した場合、変更前の効力発生日の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければならない（790Ⅱ）¹⁴。

（2）株式移転

株式移転の場合、新設会社の成立の日完全子会社の全株式を取得する（774 I）。株式

¹² ただし、担保の相当性等に関して争いが起こりうるので、実務では債権者の納得する担保を提供すると同時に異議を取り下げてもらうのが実際のようなのである。

¹³ 国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額であって、具体的には注エラー! ブックマークが定義されていません。記載の公正取引委員会規則で定められる。また、当該会社の属する企業結合集団の国内売上高も合計して計算される。

¹⁴ 例外的に効力発生日を前倒しする変更をする場合は、変更後の効力発生日の前日までに公告をする（790Ⅱ括弧書）。

移転の成立の日は新設会社の設立の登記の日である。したがって、新会社成立の日に完全子会社の株式を取得し、完全子会社の株主や新株予約権者は、株式移転計画の定めに従って権利が変更され(774Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)。新株予約権付社債の社債に係る債務が承継される(774Ⅴ)

8 株式の振替

上場会社の株式交換・株式移転の場合、完全子会社の株式の振替手続が行われなければならない。

すなわち、完全子会社は株式交換・株式移転の効力発生より2週間前までに、振替機関に対し一定の事項を通知する(社債株式振替138Ⅰ)。主たる通知事項は次のとおりである。

- i 完全子会社の株主に株式交換・株式移転により交付される振替株式の銘柄
- ii 完全子会社の振替株式の銘柄
- iii 割当比率
- iv 効力発生日
- V 完全親会社・新設会社の振替株式の口座

振替機関が上記通知を受けると、順次、直近下位機関に対し上記通知事項を通知し(社債株式振替138Ⅱ、Ⅳ)、通知を受けた口座管理機関は、完全子会社の振替株式の記録の抹消をし、割当比率に応じて完全親会社または新設会社の振替株式の増加の記録をする(社債株式振替138Ⅲ、Ⅳ)。

割当比率により1株に満たない端数が生じる場合は、端数の合計を完全親会社または新設会社の口座に記録することになり(社債株式振替138Ⅴ、同施行令32Ⅰ⑥等)、あとは端数処理(234)を行うことになる。

完全子会社が発行する株式が振替株式でない場合、完全親会社・新設会社は、会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続(社債株式振替131Ⅰ)をとることになる(社債株式振替160Ⅰ)。すなわち、完全親会社(株式移転の場合は完全子会社)は、完全子会社の株主または登録質権者に対し、効力発生日より1か月前までに次の内容を通知をする。

- i 完全親会社・新設会社が株式交換・株式移転に際して振替株式を交付する旨(社債株式振替令15⑦)
- ii 完全親会社・新設会社が効力発生日における株主及び登録株式質権者について振替機関に対して振替の申請をする旨
- iii 株主または登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を効力発生日までに通知者に通知すべき旨
- iv 特別口座を開設する振替機関等の氏名・名称、住所

上記iiiに基づいて株主または登録質権者から振替口座の通知があれば、完全親会社・新設会社は株式交換・株式移転の効力発生後、遅滞なく振替申請をする(社債株式振替160Ⅱ、

同法 131V)。株主、登録質権者からの通知がない場合は、特別口座に振替申請をする（社債株式振替 131V 括弧書）。

9 登記

株式移転をした場合、その手続が全て終了した日¹⁵から 2 週間以内に、その本店の所在地において、新設会社の設立の登記をする（925）。

株式交換の場合は、登記に関する独自の規定はない。しかし、例えば完全親会社が対価として株式を発行する場合は、当然に資本金の額が増加するなどの登記事項の変動はあり得るので、必要に応じて変更登記を行わなければならない。

10 事後開示

株式交換・株式移転が終了した後は、完全子会社¹⁶は事後開示書類を作成または記録し（791 I ②、811 I ②）、効力発生日から 6 ヶ月間、完全親会社¹⁷・新設会社、及び完全子会社の本店に備え置かなければならない（791 II、801 III、811 II、815 III）。

事後開示書類には、次の事項を記載する（規則 190、210）。

- i 効力を生じた日
- ii 完全子会社、完全親会社での手続の経過
- iii 株式交換・株式移転により完全親会社に移転した完全子会社の株式の数
- iv その他重要事項

当事会社の株主や債権者は、上記事後開示書類の閲覧、謄抄本の交付の請求ができる（791 III 本文、801 IV 本文、811 III 本文、815 IV 本文）。ただし、謄抄本の交付請求は会社の定める費用を支払う必要がある（791 III 但書、801 IV 但書、811 III 但書、815 IV 但書）。

事後開示の趣旨も、事前開示と同様に、株主や債権者による株式交換・株式移転の有効性の判断に資するために存在する。

11 反対株主の買取請求、新株予約権買取請求

株式交換・株式移転に反対の株主には、株式買取請求権が生じる（785 I、797 I、806 I）。ここでいう反対株主とは、株主総会（種類株主総会も含む）に先だって反対する旨を会社に通知し、かつ、当該株主総会で反対をした株主であること（785 II ①イ、797 II ①イ、806 II ①）、当該株主総会で議決権を行使できない株主（議決権制限株主等）がいれば、当該株主はすべて反対株主に含まれること（785 II ①ロ、797 II ①ロ、806 II ②）、株式交換の場合は株主総会が開られない場合（簡易交換、略式交換の場合）もあるが、その場合は、

¹⁵ 正確には、①株主総会特別決議の日、②種類株主総会決議がなされた場合はその日、③反対株主買取請求のための公告をした日から 20 日を経過した日、④新株予約権買取請求のための公告をした日から 20 日を経過した日、⑤債権者異議手続が終了した日、⑥当事会社が合意により定めた日、のいずれか遅い日である（925①乃至⑥）。

¹⁶ 完全親会社側は独自の事後開示書類を作成する必要はない。

¹⁷ 完全親会社側は完全子会社が作成した事後開示書類を備え置くことになる。

全ての株主がこれに含まれること（785Ⅱ②、797Ⅱ②）は、合併の場合と同様である。

新株予約権者にも新株予約権買取請求権も合併と同様であり、新株予約権買取請求権が発生する場合は、完全子会社の新株予約権者に関して、新株予約権発行時に定められた合併時の取り扱いの内容と、株式交換契約における新株予約権の扱いの内容が異なる場合に、異なる扱いとなる新株予約権者のみである（787Ⅰ③、808Ⅰ③）。

株式買取請求権、新株予約権買取請求権の手続については、それぞれ既に説明済みなので、ここでは繰り返さない。

12 株式交換・株式移転の無効

（1）意義

株式交換・株式移転の手続に違法な点があった場合も、もし当然に株式交換・株式移転が無効だとし誰でもいつでもどのような方法でも無効を争えるとしてしまうと、法的安定性が著しく害されてしまう。

そこで、一定の者にのみ、一定の期間だけ、訴えによってのみ株式交換・株式移転の効力を争うことができる仕組みとして、株式交換・株式移転無効の訴えが用意されている。株式交換・株式移転の効力は、この無効の訴えによってのみ争いうる仕組みなので、無効訴訟で株式交換・株式移転の無効が確定しない限り、例え株式交換・株式移転の手続に違法な点があったとしても、最終的にも完全に有効な株式交換・株式移転として扱われてしまうことになる。

また、一定規模の共同株式移転の場合に事前に公正取引委員会に届け出ることが必要であるが、その届出をしないまま手続をしてしまった場合は、公正取引委員会も共同株式移転無効の訴えを提起できる¹⁸（独占禁止法 18Ⅲ）。この場合は、届出せずに共同株式移転の手続を進めたことのみが無効原因になると解される。

（2）無効原因

無効原因については、法律上何も規定はないが、株式契約・株式移転計画の不備、株主総会決議の無効・取消原因があるとき、債権者異議手続がなされないなどの重大な手続違反が無効原因になると言われる。

交換比率の著しい不当は、合併比率の著しい不当が無効原因とならないという下級審判例からすると、やはり無効原因とはならない可能性が高い。

（3）提訴の要件

（ア）当事者

提訴権者は、株主、取締役、監査役、執行役、清算人、破産管財人、株式交換・株式移転を承認しなかった債権者である（828Ⅱ⑪、⑫）。株式移転の場合、新設会社の株主等も含まれる。

¹⁸ 株式交換に関しては、公正取引委員会による無効の訴えは用意されていない。

被告となるのは、株式交換であれば各当事会社（834⑪）、株式移転であれば各当事会社及び新設会社である（834⑫）。

（イ）提訴期間

提訴できる期間は、株式交換・株式移転の効力が生じてから6か月以内である（828 I ⑪、⑫）。

（4）無効判決後の手続

株式交換・株式移転の無効判決が確定した場合、株式交換・株式移転前の状態に戻す必要が生じ¹⁹、旧親会社株式の交付を受けた旧完全子会社株主に対し、子会社株式を交付し直すことになる²⁰（844 I）²¹。この場合に、旧完全親会社の株式に質権が設定されていた場合、改めて交付される旧完全子会社株式について存在するものとされる（844 II乃至IV）。

また、株式移転の無効判決が確定した場合は、旧完全親会社に関して清算手続きが開始される（475③）。旧親会社において行われた権利義務の変動を整理する必要があるからである。

（5）その他

株式交換・株式移転無効訴訟の手続等は、他の会社関係訴訟と共通するので、別途訴訟の項目で説明する。

¹⁹ ただし、無効判決に遡及効はないので（839）、将来に向かった効力となる。

²⁰ なお、振替株式について株式の交付し直しをする場合の振替手続については、法律に規定がないので、どのようにするのか、不明としか言いようがない。

²¹ 844条には、旧子会社株主に対し旧完全親会社株式を交付していた場合のみ、規定されているが、対価の柔軟化により旧親会社株式以外のものを旧子会社株主に交付することもあり得る以上、その場合も844条を類推すべきであろう。